

令和5年7月11日

報道発表資料

公園の集会利用についての公園内行為申請に対する不許可処分に係る「国家賠償請求事件」の判決について

本日、公園の集会利用についての公園内行為申請に対する不許可処分に係る「国家賠償請求事件」の判決が横浜地方裁判所川崎支部から言い渡されましたので御報告します。

事 件 名	: 国家賠償請求事件
判決言渡し期日	: 令和5年7月11日（火）午後1時15分
判 決 の 主 文	: 1 原告らの請求をいずれも棄却する。 : 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

#### 1 事件の概要

平成28年6月5日に富士見公園、稲毛公園において100名規模の集会で使用するという公園内行為許可申請に対し、同年5月24日に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に規定される不当な差別的言動を行うおそれがあると認められるため、川崎市都市公園条例第3条第4項の規定により、平成28年5月30日付け不許可処分した行為について、令和元年5月16日付けで国家賠償請求の訴訟が提起されたものである。

#### 2 当事者

原 告： 公園内行為許可申請者1名、集会参加予定者2名  
被 告： 川崎市

#### 3 請求の趣旨

- (1) 被告は原告らに対し、各自500万円及びこれに対する、訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合の金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) (1)について仮執行宣言を行う。  
との判決を求める。

#### 4 主な争点

- (1) 原告が申請した行為（集会）が都市公園条例第3条第4項の規定に該当しないもの（公園の利用に支障を及ぼすもの）として行った不許可処分が適法だったか。
- (2) 不許可処分を行ったことが、国家賠償法第1条の違法な行為として、本市に賠償責任が生じるか。

※川崎市都市公園条例

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 事件の経過

令和元年5月16日 提訴

(口頭弁論等10回)

令和5年7月11日 判決

6 市長コメント

国家賠償請求事件について、本日、横浜地方裁判所川崎支部から原告の請求を棄却するとの判決が言い渡されたとの報告を受けました。

判決内容については、今後詳細を確認いたしますが、本市の主張が認められたものと考えております。

【問合せ先】

訴訟全般について	川崎市川崎区役所道路公園センター 伊藤 TEL：044-244-3206
人権施策について	川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 松本 TEL：044-200-2369
都市公園の管理について	川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 押川 TEL：044-200-2393